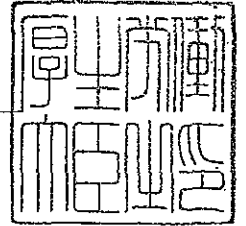


厚生労働省発食安第1003005号

平成19年10月3日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる農薬の食品中の残留基準設定について

ノバルロン



平成19年11月6日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成19年10月3日厚生労働省発食安第1003005号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくノバルロンに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。



## ノバルロン

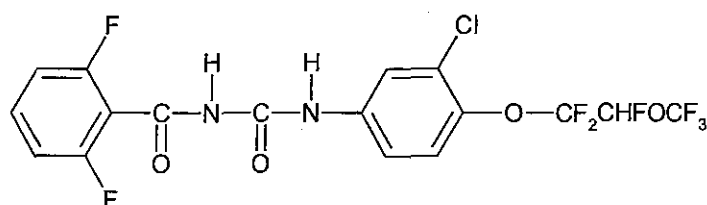
1. 品目名：ノバルロン (Novaluron)

2. 用途：殺虫剤

ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤である。作用機構は鱗翅目、甲虫目、半翅目及び双翅目に属する様々な昆虫の幼虫に対して、アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮を阻害することと考えられている。

3. 化学名：(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア

4. 構造式及び物性



分子式  $C_{17}H_9ClF_8N_2O_4$   
 分子量 492.7  
 水溶解度 0.003mg/L (20°C)  
 分配係数  $\log_{10}Pow=4.3$

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名、適用病害虫名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

なお、本剤は以前の改正において平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき、りんご及びなしに設定されている残留基準の変更が要請されたことから、海外における使用方法も記載している。

(1) 国内における使用方法

①8.5%ノバルロン乳剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ノバルロンを含む農薬の総使用回数
キャベツ	コナガ アオムシ ヨトウムシ ハスモンヨトウ	2000～ 3000 倍	100～300 L/10a	収穫 7 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内
なす	コナジラミ類 オオタバコガ ハモグリバエ類 ハスモンヨトウ			収穫前日まで	4 回以内		4 回以内
トマト ミニトマト	コナジラミ類 オオタバコガ ハスモンヨトウ ハモグリバエ類 ミカンキイロアザミウマ						
ピーマン	オオタバコガ			3000 倍			
いちご	ミカンキイロアザミウマ	2000 倍					
てんさい	ヨトウムシ	2000～ 3000 倍		収穫 7 日前まで	2 回以内		2 回以内

(2) 米国におけるりんご及びなしについての使用方法

①7.5%ノバルロン顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	製剤使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
りんご なし	ハモグリガ類	123~370 g/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内	散布
	ナシキジラミ	247~493 g/10a			
	コドリングア	179~370 g/10a(東部) 280~493 g/10a(西部)			
	<i>Choristoneura rosaceana</i> <i>Pandemis pyrusana</i> カスガムシ リンゴシヨコバエ	179~493 g/10a			
	<i>Argyrotaenia velutinana</i> <i>Archips argyrospila</i> <i>Platynota flavedana</i> <i>Platynota idaeusalis</i> リンゴシロヒハキ ナシヒシクイ	179~370 g/10a			

使用量：1 シーズンあたり 1.435 kg/10a 未満 (有効成分として、1 シーズンあたり約 108 g/10a)

6. 作物残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

ノバルロン

② 分析法の概要

試料を含水アセトニトリルで抽出した後、C18 ミニカラム及びNH<sub>2</sub> ミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ (UV) を用いて定量する。

定量限界 0.01ppm

なお、米国においては、試料を含水メチルアルコールで抽出した後、NH<sub>2</sub> ミニカラムで精製し、ガスクロマトグラフ (ECD) を用いて定量する方法を採用している。

定量限界 0.05ppm

(2) 作物残留試験結果

①キャベツ

キャベツを用いた作物残留試験 (2 例) において、8.5%乳剤の 2,000 倍希釈液を 3 回散布 (200L/10a) したところ、散布後 7~21 日の最大残留量は 0.28、0.32ppm であった。

②なす

なすを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(183~210L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.12、0.16ppmであった。

③トマト

トマトを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(200~323L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.16、0.32ppmであった。

④てんさい

てんさいを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を2回散布(150L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量は<0.01、<0.01ppmであった。

⑤ピーマン

ピーマンを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の3,000倍希釈液を4回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.14、0.24ppmであった。

⑥いちご

いちごを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(200~280L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.66、0.83ppmであった。

⑦ミニトマト

ミニトマトを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(250~300L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.42、0.73ppmであった。

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

これらの試験結果の概要については、別紙1-1、海外で実施された作物残留試験成績の結果の概要については、別紙1-2を参照。



## 7. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号に基づき、平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625002号により食品安全委員会あて意見を求めたノバルロンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：1.1 mg/kg 体重/day

（動物種） ラット

（投与方法） 混餌投与

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 52週間（慢性毒性）/24ヵ月間（発がん性）

安全係数：100

ADI：0.011 mg/kg 体重/day

## 8. 諸外国における状況

2005年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は綿実、ばれいしょ等に設定されている。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において、ばれいしょ、りんご等に基準値が設定されており、オーストラリアにおいて綿実等に基準値が設定されている。

## 9. 基準値案

### （1）残留の規制対象

ノバルロン本体

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてノバルロンを設定している。

### （2）基準値案

別紙2のとおりである。

### （3）暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のノバルロンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民平均	23.2
幼小児 (1~6歳)	65.5
妊婦	23.4
高齢者 (65歳以上)	22.3

注) 作物残留試験成績がある食品についてはEDI試算、それ以外の食品についてはTMDI試算を行った。なお、「牛の筋肉」等畜産物については、JMPRにおいて評価がなされていることから、EDI試算を行うにあたって、同評価に採用されている「管理試験の中央値 (STMR; Supervised trial median residue)」を用い、国内の食品摂取量に基づき評価を実施した。本剤の評価に当たっては、食肉中の筋肉及び脂肪についてそれぞれの摂取比率を80%、20%として試算した。なお、高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

## ノバルロン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
キャベツ	2	8.5%乳剤	2000倍散布 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:0.28 圃場B:0.32
なす	2	8.5%乳剤	2000倍散布 183-210L/10a	4回	1, 3, 7日	圃場A:0.12 圃場B:0.16 (4回、3日)
トマト	2	8.5%乳剤	2000倍散布 200-323L/10a	4回	1, 3, 7日	圃場A:0.16 (4回、7日) 圃場B:0.32
てんさい	2	8.5%乳剤	2000倍散布 150L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
ピーマン※	2	8.5%乳剤	3000倍散布 200L/10a	4回	1, 3, 7日	圃場A:0.14 圃場B:0.24
いちご	2	8.5%乳剤	2000倍散布 200~280L/10a	4回	1, 3, 7日	圃場A:0.66 圃場B:0.83
ミニトマト	2	8.5%乳剤	2000倍散布 250~300L/10a	4回	1, 3, 7日	圃場A:0.42 圃場B:0.73 (4回、3日)

(※) 印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。  
最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「ノバルロン」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

## ノバルロン海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	89倍希釈 43.9~45.0L/10a	3回	14日	圃場A:0.734
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	93倍希釈 46.8~47.0L/10a	3回	14日	圃場A:0.774
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	96倍希釈 48.1~49.9L/10a	3回	14日	圃場A:0.503
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	98倍希釈 49.9~50.2L/10a	3回	14日	圃場A:0.670

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

農産物名	基準値	基準値	登録 有無	国際 基準	外国		作物残留試験成績 ppm
	案 ppm	現行 ppm			基準値	アジカ	
ばれいしょ	0.05	0.05		0.01	0.05	アジカ	<0.01 (14data)
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05			0.05	アジカ	【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05	アジカ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05			0.05	アジカ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05	アジカ	【米国のばれいしょ参照】
てんさい	0.05	0.05	○				<0.01, <0.01
はくさい					0.50	アジカ	0.28, 0.32
キャベツ	1	1	○		0.50	アジカ	
芽キャベツ					0.50	アジカ	
カリフラワー					0.50	アジカ	
ブロッコリー					0.50	アジカ	
その他のあぶらな科野菜					0.50	アジカ	
トマト	2	1	○・申	0.02			0.16, 0.32(トマト)、0.42, 0.73 (ミニトマト) 0.14, 0.24(\$) 0.12, 0.16
ピーマン	0.7		申				
なす	0.5	0.5	○				
その他のうり科野菜	0.05	0.05			0.05	アジカ	
しょうが	0.05	0.05			0.05	アジカ	
えだまめ	0.01			0.01			
その他の野菜	0.05	0.05			0.05	アジカ	
りんご	3	3	○	3	2.0	アジカ	【0.734, 0.774, 0.503, 0.670】
日本なし	3	3	○	3	2.0	アジカ	
西洋なし	3	3		3	2.0	アジカ	
マルメロ	3	3		3	2.0	アジカ	
びわ	3	3		3	2.0	アジカ	
いちご	2		申				0.66, 0.83
綿実	1	1		0.5	0.60	アジカ	
その他のスパイス	0.05	0.05					
その他のハーブ	0.05	0.05					
牛の筋肉	0.7	0.7		0.7	0.60	アジカ	
豚の筋肉	0.7	0.7		0.7	0.01	アジカ	
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.7	0.7		0.7	0.60	アジカ	
牛の脂肪	10	10		10	11	アジカ	
豚の脂肪	10	10		10	0.05	アジカ	
その他の陸棲哺乳類の脂肪	10	10		10	11	アジカ	
牛の肝臓	0.7	0.7		0.7	1.0	アジカ	
豚の肝臓	0.7	0.7		0.7	0.01	アジカ	
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.7	0.7		0.7	1.0	アジカ	
牛の腎臓	0.7	0.7		0.7	1.0	アジカ	
豚の腎臓	0.7	0.7		0.7	0.01	アジカ	
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.7	0.7		0.7	1.0	アジカ	
牛の食用部分	0.7	0.7		0.7	0.60	アジカ	
豚の食用部分	0.7	0.7		0.7	0.01	アジカ	
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.7	0.7		0.7	0.60	アジカ	
乳	0.4	0.4		0.4	1.0	アジカ	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.03	アジカ	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01	0.03	アジカ	
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01	0.40	アジカ	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01	0.40	アジカ	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	0.04	アジカ	
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01	0.04	アジカ	
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	0.04	アジカ	
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01	0.04	アジカ	
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	0.04	アジカ	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01	0.04	アジカ	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	0.05	アジカ	
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01	0.05	アジカ	

現行基準の項に記載されている残留基準値は平成19年厚生労働省告示第206号による改正後の残留基準を掲載している。

(\$)で示した作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を基準値策定の根拠とした。

注) トマトについては、品種の相違による偏差を考慮し、作物残留量の高いミニトマトの作物残留試験成績を基準値策定の根拠とした。

(別紙3)

ノバルロン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
ばれいしょ	0.05	0.01	1.8	0.4	1.1	0.2	2.0	0.4	1.4	0.3
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4	0.9	0.9
かんしょ	0.05	0.05	0.8	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.8
やまいも(長いも)	0.05	0.05	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2
その他のいも類	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
てんさい	0.05	0.01	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
キャベツ	1	0.3	22.8	6.8	9.8	2.9	22.9	6.9	19.9	6.0
トマト	2	0.58	48.6	14.1	33.8	9.8	49.0	14.2	37.8	11.0
ピーマン	0.7	0.19	3.1	0.8	1.4	0.4	1.3	0.4	2.6	0.7
なす	0.5	0.14	2.0	0.6	0.5	0.1	1.7	0.5	2.9	0.8
その他のうり科野菜	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
しょうが	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
えだまめ	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の野菜	0.05	0.05	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
りんご	3	0.65	105.9	22.9	108.6	23.5	90.0	19.5	106.8	23.1
日本なし	3	0.65	15.3	3.3	13.2	2.9	15.9	3.4	15.3	3.3
西洋なし	3	0.65	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
マルメロ	3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
びわ	3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
いちご	2	0.75	0.6	0.2	0.8	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1
綿実	1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のスパイス	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のハーブ	0.05	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
陸棲哺乳類の肉類(注)	10	筋肉0.19 /脂肪4.1	562.0	54.6	324.0	31.5	597.0	58.0	562.0	55.5
陸棲哺乳類の内臓	0.7	0.26	0.9	0.3	0.4	0.1	0.6	0.2	0.9	0.3
陸棲哺乳類の乳類	0.4	0.2	57.1	28.5	78.8	39.4	73.2	36.6	57.1	28.5
家禽の肉類	0.01	0.005	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
家禽の卵類	0.01	0	0.4	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0
計			824.1	135.8	575.6	113.8	857.4	142.9	811.2	133.1
ADI比(%)			140.6	23.2	331.2	65.5	140.2	23.4	136.1	22.3

※: 個別の作物残留試験成績がなく、基準値(案)の数値を用いたものは(・)を入れた。

注: 「牛の筋肉」等畜産物については、TMDI計算では「牛・豚・その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及び脂肪」等の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗した。高齢者については畜産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI: 理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

EDI: 推定1日摂取量(Estimated Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成13年11月28日	農薬登録申請
平成15年10月29日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成15年11月6日	第18回食品安全委員会（要請事項説明）
平成15年11月12日	第2回食品安全委員会農薬専門調査会
平成15年11月20日	食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成15年12月24日	食品安全委員会（報告）
平成15年12月25日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成16年6月4日	残留農薬基準告示
平成16年7月5日	初回農薬登録
平成17年1月13日	農薬登録申請（てんさいに係る適用拡大申請）
平成17年2月18日	インポートトレランスの申請（りんご及びなし）
平成17年2月28日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成17年3月3日	第84回食品安全委員会（要請事項説明）
平成17年7月20日	第33回食品安全委員会農薬専門調査会
平成17年11月29日	残留農薬基準の告示
平成18年7月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成18年7月20日	第153回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年8月28日	第2回食品安全委員会農薬専門調査会幹事会
平成18年9月7日	食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成18年10月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問
平成18年10月26日	食品安全委員会（報告）
平成18年10月26日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成18年12月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成19年2月26日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成19年5月15日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
平成19年5月31日	残留基準値の告示
平成19年6月13日	農薬登録申請（ミニトマト、ピーマン及びいちごに係る適用拡大申請）
平成19年6月25日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

平成19年 6月28日 食品安全委員会（要請事項説明）  
 平成19年 7月27日 第23回農薬専門調査会幹事会  
 平成19年 9月 6日 食品安全委員会（報告）  
 平成19年 9月 6日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響  
 評価について通知  
 平成19年10月 3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問  
 平成19年10月 4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	国立医薬品食品衛生研究所客員研究員
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害 防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

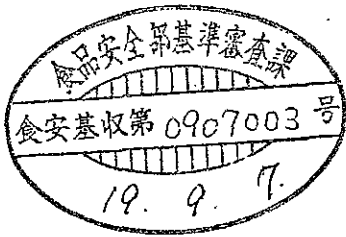


答申(案)

ノバルロン

食品名	残留基準値 ppm
トマト	2
ピーマン	0.7
えだまめ	0.01
いちご	2



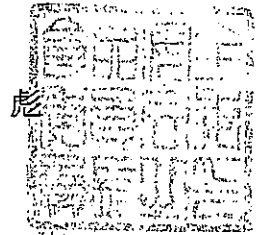


資料 3-7-3

府 食 第 849 号  
平成 19 年 9 月 6 日

厚生労働大臣  
舩添 要一 殿

食品安全委員会  
委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 19 年 6 月 25 日付け厚生労働省発食安第 0625002 号をもって貴省から当委員会に対して求められたノバルロンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

ノバルロンの一日内摂取許容量を 0.011 mg/kg 体重/日と設定する。



農薬評価書

# ノバルロン

(第3版)

2007年9月

食品安全委員会

## 目次

・ 目次	- 1 -
・ 審議の経緯	- 3 -
・ 食品安全委員会委員名簿	- 4 -
・ 食品安全委員会農業専門調査会専門委員名簿	- 4 -
・ 要約	- 6 -
I. 評価対象農薬の概要	- 7 -
1. 用途	- 7 -
2. 有効成分の一般名	- 7 -
3. 化学名	- 7 -
4. 分子式	- 7 -
5. 分子量	- 7 -
6. 構造式	- 7 -
7. 開発の経緯	- 7 -
II. 試験結果概要	- 8 -
1. 動物体内運命試験	- 8 -
2. 植物体内運命試験	- 9 -
(1) キャベツ	- 9 -
(2) ジャガイモ	- 9 -
(3) りんご	- 9 -
3. 土壌中運命試験	- 10 -
(1) 好氣的土壌中運命試験 (分解経路)	- 10 -
(2) 好氣的土壌中運命試験	- 11 -
(3) 土壌吸着試験	- 11 -
4. 水中運命試験	- 11 -
(1) 加水分解試験	- 11 -
(2) 水中光分解試験 (蒸留水、自然水)	- 11 -
(3) 水中光分解試験 (緩衝液)	- 11 -
(4) 水中光分解試験 (自然水)	- 12 -
5. 土壌残留試験	- 12 -
6. 作物残留試験	- 12 -
7. 一般薬理試験	- 13 -
8. 急性毒性試験	- 14 -
9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験	- 14 -
10. 亜急性毒性試験	- 15 -
(1) 90日間亜急性毒性試験 (ラット)	- 15 -
(2) 90日間亜急性毒性試験 (マウス)	- 15 -

(3) 90 日間亜急性毒性試験 (イヌ、高用量) .....	- 16 -
(4) 90 日間亜急性毒性試験 (イヌ、低用量) .....	- 16 -
(5) 90 日間亜急性神経毒性試験 (ラット) .....	- 16 -
1 1. 慢性毒性試験及び発がん性試験 .....	- 17 -
(1) 1 年間慢性毒性試験 (イヌ) .....	- 17 -
(2) 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット) .....	- 17 -
(3) 18 カ月間発がん性試験 (マウス) .....	- 18 -
1 2. 生殖発生毒性試験 .....	- 19 -
(1) 2 世代繁殖試験 (ラット) .....	- 19 -
(2) 発生毒性試験 (ラット) .....	- 19 -
(3) 発生毒性試験 (ウサギ) .....	- 20 -
1 3. 遺伝毒性試験 .....	- 20 -
III. 総合評価 .....	- 21 -
・別紙 1 : 代謝物/分解物略称 .....	- 24 -
・別紙 2 : 検査値等略称 .....	- 25 -
・別紙 3 : 作物残留試験成績 .....	- 26 -
・参照 .....	- 27 -

<審議の経緯>

第1版関係

- 2003年 10月 23日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（新規：きゃべつ、なす）
- 2003年 10月 29日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第1029001号）、同接受（参照1～46）
- 2003年 11月 6日 食品安全委員会第18回会合（要請事項説明）（参照47）
- 2003年 11月 12日 農薬専門調査会第2回会合（参照48）
- 2003年 11月 20日 食品安全委員会第20回会合（報告）
- 2003年 11月 20日より12月17日 国民からの意見・情報の募集
- 2003年 12月 24日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2003年 12月 25日 食品安全委員会第25回会合（報告）  
（同日付け厚生労働大臣に通知）（参照49）
- 2004年 6月 4日 残留農薬基準告示（参照50）
- 2004年 7月 5日 初回農薬登録

第2版関係

- 2005年 1月 13日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準設定依頼（てんさい）
- 2005年 2月 18日 インポートトレランス申請（りんご、なし）
- 2005年 2月 28日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0228001号）（参照51～55）
- 2005年 3月 1日 同接受
- 2005年 3月 3日 食品安全委員会第84回会合（要請事項説明）（参照56）
- 2005年 7月 20日 農薬専門調査会第33回会合（参照57）
- 2005年 11月 29日 残留農薬基準告示（参照58）
- 2006年 7月 18日 厚生労働大臣より残留基準（暫定基準）設定に係る食品健康影響評価について追加要請（厚生労働省発食安第0718009号）、同接受（参照59）
- 2006年 7月 20日 食品安全委員会第153回会合（要請事項説明）（参照60）
- 2006年 8月 28日 農薬専門調査会幹事会第2回会合（参照61）
- 2006年 9月 7日 食品安全委員会第158回会合（報告）
- 2006年 9月 7日より10月6日 国民からの意見・情報の募集
- 2006年 10月 23日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2006年 10月 26日 食品安全委員会第165回会合（報告）  
（同日付け厚生労働大臣に通知）（参照62）
- 2007年 5月 31日 残留農薬基準告示（参照63）



第3版関係

- 2007年 6月 13日 農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び  
基準設定依頼（ミニトマト、ピーマン、いちご）
- 2007年 6月 25日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価  
について要請（厚生労働省発食安第 0625002 号）（参照  
64～66）
- 2007年 6月 26日 同接受
- 2007年 6月 28日 食品安全委員会第 196 回会合（要請事項説明）（参照 67）
- 2007年 7月 27日 農薬専門調査会幹事会第 23 回会合（参照 68）
- 2007年 9月 4日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2007年 9月 6日 食品安全委員会第 205 回会合（報告）  
（同日付け厚生労働大臣へ通知）

<食品安全委員会委員名簿>

(2006年6月30日まで)	(2006年12月20日まで)	(2006年12月21日から)
寺田雅昭（委員長）	寺田雅昭（委員長）	見上 彪（委員長）
寺尾允男（委員長代理）	見上 彪（委員長代理）	小泉直子（委員長代理*）
小泉直子	小泉直子	長尾 拓
坂本元子	長尾 拓	野村一正
中村靖彦	野村一正	畑江敬子
本間清一	畑江敬子	廣瀬雅雄**
見上 彪	本間清一	本間清一

\*：2007年2月1日から

\*\*：2007年4月1日から

<食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿>

(2006年3月31日まで)		
鈴木勝士（座長）	小澤正吾	出川雅邦
廣瀬雅雄（座長代理）	高木篤也	長尾哲二
石井康雄	武田明治	林 真
江馬 真	津田修治*	平塚 明
太田敏博	津田洋幸	吉田 緑

\*：2005年10月1日から

(2007年3月31日まで)

鈴木勝士（座長）	三枝順三	根岸友恵
廣瀬雅雄（座長代理）	佐々木有	林 真
赤池昭紀	高木篤也	平塚 明
石井康雄	玉井郁巳	藤本成明
泉 啓介	田村廣人	細川正清

上路雅子  
臼井健二  
江馬 眞  
大澤貫寿  
太田敏博  
大谷 浩  
小澤正吾  
小林裕子

津田修治  
津田洋幸  
出川雅邦  
長尾哲二  
中澤憲一  
納屋聖人  
成瀬一郎  
布柴達男

松本清司  
柳井徳磨  
山崎浩史  
山手丈至  
與語靖洋  
吉田 緑  
若栗 忍

(2007年4月1日から)

鈴木勝士 (座長)  
林 眞 (座長代理\*)  
赤池昭紀  
石井康雄  
泉 啓介  
上路雅子  
臼井健二  
江馬 眞  
大澤貫寿  
太田敏博  
大谷 浩  
小澤正吾  
小林裕子  
三枝順三

佐々木有  
代田眞理子\*\*\*\*  
高木篤也  
玉井郁巳  
田村廣人  
津田修治  
津田洋幸  
出川雅邦  
長尾哲二  
中澤憲一  
納屋聖人  
成瀬一郎\*\*\*  
西川秋佳\*\*  
布柴達男

根岸友恵  
平塚 明  
藤本成明  
細川正清  
松本清司  
柳井徳磨  
山崎浩史  
山手丈至  
與語靖洋  
吉田 緑  
若栗 忍

\* : 2007年4月11日から

\*\* : 2007年4月25日から

\*\*\* : 2007年6月30日まで

\*\*\*\* : 2007年7月1日から

## 要 約

ベンゾイルフェニルウレア系殺虫剤である「ノバルロン」(IUPAC: (RS)-1-[3クロロ・4-(1,1,2-トリフルオロ・2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア) について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、動物体内運命(ラット)、植物体内運命(キャベツ、ジャガイモ及びりんご)、土壌中運命、水中運命、土壌残留、作物残留、急性毒性(ラット)、亜急性毒性(ラット、マウス及びイヌ)、慢性毒性(イヌ)、慢性毒性/発がん性併合(ラット)、発がん性(マウス)、2世代繁殖(ラット)、発生毒性(ラット及びウサギ)、遺伝毒性試験等である。

試験結果から、ノバルロン投与による影響は、主に血液及び肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.1 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.011 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

## I. 評価対象農薬の概要

### 1. 用途

殺虫剤

### 2. 有効成分の一般名

和名：ノバルロン

英名：novaluron (ISO名)

### 3. 化学名

IUPAC

和名：(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア

英名：(RS)-1-[3-chloro-4-(1,1,2-trifluoro-2-trifluoromethoxyethoxy)phenyl]-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea

CAS(No.116714-46-6)

和名：N-[[[3-クロロ-4-[1,1,2-トリフルオロ-2-(トリフルオロメトキシ)エトキシ]フェニル]アミノ]カルボニル]-2,6-ジフルオロベンズアミド

英名：N-[[[3-chloro-4-[1,1,2-trifluoro-2-(trifluoromethoxy)ethoxy]phenyl]aminocarbonyl]-2,6-difluorobenzamide

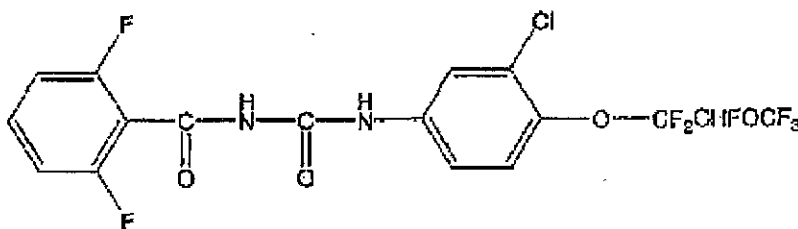
### 4. 分子式

C<sub>17</sub>H<sub>9</sub>ClF<sub>8</sub>N<sub>2</sub>O<sub>4</sub>

### 5. 分子量

492.7

### 6. 構造式



### 7. 開発の経緯

ノバルロンは1985年にイタリアのイサグロ SPA 社により開発されたベンゾイルフェニルウレア系殺虫剤であり、アセチルグルコサミンの生成を阻害し、脱皮阻害効果を発揮する。

我が国では、2004年にトマト、なす及びキャベツを対象に初めて農薬登録され、その後、農薬取締法に基づく適用拡大申請（てんさい）、インポートトレランス申請（りんご及びなし）がなされ、それぞれ残留基準が設定されている。（参照 1～45、51～52）

今回、さらに、(株) エス・ディー・エス バイオテックより農薬取締法に基づく適用拡大申請（ミニトマト、ピーマン及びいちご）がなされ、参照 65、66 の資料が提出されている。

## II. 試験結果概要

各種運命試験 (II. 1~4) は、ノバルロンのクロロフェニル環の炭素を  $^{14}\text{C}$  で標識したもの (Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロン) 及びジフルオロフェニル環の炭素を  $^{14}\text{C}$  で標識したもの (Dif- $^{14}\text{C}$ -ノバルロン) を用いて実施された。放射能濃度及び代謝物濃度は特に断りがない場合ノバルロンに換算した。代謝物/分解物略称及び検査値等略称は別紙 1 及び 2 に示されている。

### 1. 動物体内運命試験

SD ラット (一群雌雄各 4~5 匹) に Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンを 2mg/kg 体重 (低用量) 又は 1000mg/kg 体重 (高用量)、Dif- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンを低用量でそれぞれ単回、また Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンを低用量で 14 日間反復経口投与し、ノバルロンの動物体内運命試験が実施された。

血漿中放射能濃度は、Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンの低用量単回投与では 5~8 時間後 (0.03~0.04  $\mu\text{g/g}$ )、高用量単回投与では 2~5 時間後 (1.86~3.01  $\mu\text{g/g}$ )、反復投与では 2~8 時間後 (0.04~0.05  $\mu\text{g/g}$ )、Dif- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンの低用量単回投与では 8 時間後 (0.04~0.05  $\mu\text{g/g}$ ) に最高濃度 ( $C_{\text{max}}$ ) に達した。その後、放射能は、単回投与では 96 時間以降検出されず、反復投与では雄で全ての時間 (168 時間まで)、雌で 120 時間まで検出された。

組織中放射能濃度は脂肪中で最も高く、ついで肝、脾、副腎、精巣上体、卵巣及びリンパ節で高濃度であった。低用量と高用量での組織中濃度を比較すると、高用量での組織中濃度は約 50~90 倍高かった。また、低用量単回投与と反復投与を比較すると、反復投与での組織中濃度は、3~5 倍高かった。低用量反復投与後の脂肪中の半減期 ( $T_{1/2}$ ) は雄で 52 時間、雌で 56 時間であった。脂肪中の濃度が高いのは、ノバルロンが比較的代謝されにくく、また脂溶性が高い ( $\log\text{Pow}=4.3$ ) ため、主に未変化体が脂肪組織に蓄積し、緩慢にしか組織外に排泄されないことに起因すると考えられた。タンパク結合量は脂肪中残留量の 1/5~1/10 程度であった。

Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンの高用量投与での投与後 168 時間の尿中排泄は総投与放射能 (TAR) の 0.6% (雌雄)、糞中排泄は 93.8~95.4%TAR (雌雄) で、体内残留は 0.1%TAR (雌雄) であった。Dif- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンの低用量投与での投与後 168 時間の尿中排泄は 17.5~19.9%TAR (雌雄)、糞中排泄は 76.0~79.3%TAR (雌雄) で、168 時間後の体内残留は 0.7~0.9%TAR (雌雄) であった。主要排泄経路は糞中であると考えられた。また、投与量の 20%が吸収された。Dif- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンでは Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロンと比較して尿中排泄が多く、排泄速度も速かった。これはアミド結合の加水分解後のジフルオロフェニル部位とクロロフェニル部位との代謝運命の差によるものと推察された。

Chl- $^{14}\text{C}$ -ノバルロン投与後の尿中からは、未変化体を含む 14 成分が検出され、12 成分が未同定、1 成分が代謝物 D と同定された。また、同代謝物は血液毒性に関連すると考えられた。低用量並びに高用量単回投与後の尿中成分は、それぞれ 1.0%TAR 以下であり、未変化体が 0.1%TAR 以下であった。低用量反復投与後の尿中では、雌雄とも同じ成分が検出され、いずれも 2.5%TAR 以下であり、未変化体が 0.3%TAR 以下であった。Dif- $^{14}\text{C}$ -ノバルロン単回投与後の尿から、8 成分が検出された。尿中放射能 (15.7~18.0%TAR) のうち、主要代謝物として代謝物 A (10.6~12.0%TAR) が同定されたが、6 成分は同定でき

なかった。また、糞中の主要成分は未変化体であった。Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン投与後の胆汁中では、11成分が検出され、未変化体と代謝物Dがそれぞれ0.1及び0.2% TAR、その他の成分は0.1~0.2% TARであった。Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロン投与後の胆汁中では未変化体を含む15成分が検出されたが、その量は少なく0.2% TAR以下であった。

ラットにおける主要代謝経路は、クロロフェニル環とジフルオロフェニル環部位間のアミド結合の加水分解であると考えられた。(参照2)

## 2. 植物体内運命試験

### (1) キャベツ

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンをキャベツ(品種: Stonehead)に30~45 g ai/haで収穫8週間及び6週間もしくは収穫5週間及び2週前に2回散布した後、検体として茎葉を採取し、ノバルロンの植物体内運命試験が実施された。

収穫時の総残留放射能(TRR)は0.234~0.448 mg/kgであった。放射能の大部分(82~90%)はアセトニトリルにより植物体の表面から洗浄除去された。外葉及び内葉から抽出された放射性物質は8.0~15.3% TRRであった。全期間を通じ、その他の水溶性残留物は1.0% TRR以下、非抽出性残留物は2.8% TRR以下であった。これらの抽出された放射性物質はほとんど全て(95.6~99.9%)が未変化体であった。

キャベツに処理されたノバルロンはその大部分が外葉から検出され、検出された主要成分は未変化体であった。ノバルロンはキャベツにおいてほとんど代謝を受けないと考えられた。(参照3)

### (2) ジャガイモ

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンをジャガイモ(品種: Maris Peer)に91~100 g ai/haで収穫43及び29日前に2回散布した後、検体として葉と塊茎を採取し、ノバルロンの植物体内運命試験が実施された。

茎葉部の残留放射能濃度は2回目の処理後、収穫10日前では減少していたが、収穫時に葉が枯れていたために乾燥による試料重量の減少により濃度は増加し、5.89~9.87 mg/kgであった。放射能の大部分はアセトニトリルにより植物体の表面から洗浄除去された。葉から抽出された放射能は15.5~18.7% TRRであった。全期間を通じ、水溶性残留物は0.6% TRR以下であり、非抽出性残留物は1.2% TRR以下であった。これらの抽出された放射性物質はほとんど全て(96.4~99.6%)が未変化体であった。塊茎から抽出された放射性残留物はきわめて低い濃度(0.01 mg/kg未満)だった。

ジャガイモ茎葉部に処理されたノバルロンはその大部分が葉に残留し、塊茎には顕著な放射能が検出されないため、葉に処理されたノバルロンは塊茎に移行しないと考えられた。ノバルロンはジャガイモにおいてほとんど代謝を受けないと考えられた。(参照4)

### (3) りんご

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンをりんご(品種: ゴールデンデリシャス)に25 g ai/haで収穫110及び90日前の2回又は収穫110、90及び60日前の3回散布

し、検体として葉と果実を採取し、ノバルロンの植物体内運命試験が行われた。

収穫時の果実の残留放射能濃度は 2 回処理で 0.02 mg/kg、3 回処理で 0.03~0.04 mg/kg、葉の残留放射能濃度は 2 回処理で 0.6~1.1 mg/kg、3 回処理で 0.9~2.9 mg/kg であった。アセトニトリルを用いた果実の表面洗浄液中の放射性物質は 47~57%TRR であった。果実から抽出された放射性物質は 41~50%TRR であり、その大部分は果皮から回収された。非抽出性の放射性物質は 3~5%TRR であった。葉の表面洗浄液中の放射性物質は 72~82%TRR であった。葉から抽出された放射性物質は 18~26%TRR であった。非抽出性の放射性物質は 3%TRR 以下であった。これらの抽出された放射性物質はほとんど未変化体であり、果実（表面洗浄液と抽出液の合計）では 88.9%TRR 以上、葉では 92.6%TRR 以上検出された。他の成分は果実で 1.3%TRR (0.001 mg/kg) 及び葉で 1.7%TRR (0.024 mg/kg) 以下であった。また、ノバルロンを 3 回処理後の防護袋で覆った果実からは放射性物質はほとんど検出されなかった (0.01 mg/kg 未満)。

りんごに処理したノバルロンの大部分は果皮から検出され、残留した放射性物質は未変化体のみであることから、ノバルロンはりんごにおいてほとんど代謝を受けないと考えられた。また、防護袋で覆った果実の試験結果より、移行はしないものと考えられた。

(参照 5)

### 3. 土壌中運命試験

#### (1) 好氣的土壌中運命試験 (分解経路)

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンを 0.13mg/kg の用量で砂壤土 (英国) に添加し、181 日間インキュベーションし、ノバルロンの好氣的土壌中運命試験が行われた。

抽出放射能は時間とともに減少し、181 日後では Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンの添加試料でそれぞれ 64.0% TAR 及び 61.7% TAR に減少した。Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロンに関しては、土壌中結合残留物は 14 日後以降で 10% TAR 以上であり、一部残留試料について分画した結果は土壌中結合残留物の 65% がフミン画分、6% がフルボ酸画分、その他はフミン酸画分であった。Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンを処理した試料の土壌中結合残留物は全ての採取時点で 10% TAR 未満であった。Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロンの主要分解物は分解物 C と同定され、この分解物は 7 日後に最大 18.1% TAR となり、120 日後では 4.9% TAR となった。他の分解物は分解物 D であり、14 日後以降で約 5% TAR 認められた。Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンの主要分解物は CO<sub>2</sub> であり、最大で 26.5% TAR 生成した。揮発性物質の生成は Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン処理区では顕著でなく、4.3% TAR (120 日) が最大であった。Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンでは、揮発性放射能として CO<sub>2</sub> が時間とともに増加し、59 日後以降は約 20% TAR でほぼ一定となり、181 日で 26.5% TAR (累積) であった。他の分解物は分解物 A であったが、その量はわずかであり、さらに 6 種類の未同定分解物が 3.6% TAR 以下で検出された。

土壌中のノバルロンの推定半減期及び 90% 分解期間はそれぞれ 9.9 日及び試験期間 (181 日) 以上であった。主要分解物である分解物 C の推定半減期及び 90% 分解期間はそれぞれ 23.7 日及び試験期間 (181 日) 以上であった。(参照 6)

## (2) 好氣的土壤中運命試験

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロンを 0.13mg/kg の用量で粘土、砂壤土及びシルト質埴壤土（英国）の各土壤に添加し 120 日間インキュベーション（20℃、粘土は 10℃も実施）し、ノバルロンの好氣的土壤中運命試験が行われた。粘土、砂壤土、シルト質埴壤土でのノバルロンの推定半減期はそれぞれ 12 日（20℃）及び 20 日（10℃）、10 日、5 日であり、主要分解物である分解物 C の推定半減期はそれぞれ 50 日（20℃）及び 110 日（10℃）、46 日及び 64 日であった。（参照 7）

## (3) 土壤吸着試験

砂土（宮崎）、2 種類の軽埴土（和歌山及び高知）及び壤土（北海道）を用いて土壤吸着試験が試みられたが、ノバルロンの水溶解度（3 μg/L、20℃）が小さく、土壤吸着係数を求めることができなかった。（参照 8）

## 4. 水中運命試験

### (1) 加水分解試験

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンを pH 5.0（酢酸ナトリウム緩衝液）、pH 7.0（リン酸ナトリウム緩衝液）、pH 9.0（ホウ酸ナトリウム緩衝液）の各緩衝液に 1.5 μg/L の濃度になるように加え、25℃（pH 9.0 は 50 及び 70℃でも実施）において 30 日間インキュベーションし、加水分解試験が行われた。

推定半減期は、pH 9.0 では 25、50 及び 70℃において、それぞれ 101、1.2 及び 0.09 日であった。25℃、pH 5.0 及び 7.0 では変化が認められなかった。

pH 9.0 の緩衝液中から、分解物として分解物 A、B、C 及び D が同定された。（参照 9）

### (2) 水中光分解試験（蒸留水、自然水）

オートクレーブ滅菌した蒸留水又は除菌ろ過した自然水（大阪まさんだ池）に、ノバルロンを 1.99 μg/L の濃度になるように処理し、25.0～25.5℃で 7 日間キセノンランプ光（光強度：56.7～62.2 W/m<sup>2</sup>、波長：280～800 nm）を照射し、水中光分解試験が実施された。

ノバルロンの残存率は 7 日後に蒸留水で 56.4%、自然水で 76.5%であり、推定半減期はそれぞれ 7.5 及び 15.1 日であった。遮光区の残存率は 7 日後に蒸留水では 102%、自然水では 93.2%であったので、ノバルロンの主な分解経路は光分解によると考えられた。（参照 10）

### (3) 水中光分解試験（緩衝液）

Chl-<sup>14</sup>C・ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C・ノバルロンを pH 5.0（酢酸ナトリウム緩衝液）の滅菌緩衝液に 1.5 μg/L の濃度になるように加え、25℃で 15 日間キセノンランプ光（光強度：42.8～49.2 W/m<sup>2</sup>、波長：290～400 nm）を照射し、水中光分解試験が行われた。

ノバルロンは試験終了時に約 65% TAR 残存し、推定半減期は、北緯 40° の夏期の太陽光に換算して 139 日であった。分解物 B が 23.6% TAR を占め、他の分解物は少量（10%



TAR 以下) であった。ノバルロンは暗所対照溶液中でも分解し、15 日間のインキュベーション後には約 85%TAR が残存していた。(参照 11)

#### (4) 水中光分解試験 (自然水)

Chl-<sup>14</sup>C-ノバルロン及び Dif-<sup>14</sup>C-ノバルロンを pH 8.25 の滅菌自然水に約 1.5 μg/L の濃度になるように加え、25°C で 7 日間キセノン光(光強度:39.1W/m<sup>2</sup>、波長:300~400nm)を照射し、ノバルロンの水中光分解試験が行われた。照射溶液中でのノバルロンは試験終了時に約 42%TAR 残存し、の推定半減期は、東京(北緯 35°)の春期太陽光に換算して 31.3 日であった。分解物 B が 19.4%TAR を占め、他の分解物は少量であった(回収された放射能の 10%以下)。ノバルロンは暗所対照溶液中でもわずかに分解し、7 日間のインキュベーション後には約 73%TAR を占めていた。

ノバルロンの主な水中光分解経路は、クロロフェニル環及びジフルオロフェニル環部位間のアミド結合の加水分解と考えられた。(参照 12)

### 5. 土壌残留試験

火山灰埴壌土(茨城)、沖積埴壌土(高知)を用いて、ノバルロン及び 2 種類の分解物 B、C を分析対象化合物とした土壌残留試験(圃場及び容器内)が実施された。

推定半減期は、ノバルロンとして 6~34 日、ノバルロンと分解物 B、C との合量として 6~43 日であった(表 1)。(参照 13)

表 1 土壌残留試験成績(推定半減期)

試験	土壌	推定半減期	
		ノバルロン	ノバルロン+分解物
圃場試験	火山灰埴壌土	6 日	6 日
	沖積埴壌土	25 日	29 日
容器内試験	火山灰埴壌土	34 日	43 日
	沖積埴壌土	25 日	38 日

### 6. 作物残留試験

キャベツ、トマト、ピーマン、なす等を用いて、ノバルロンを分析対象化合物とした作物残留試験が実施された。分析法は、含水アセトニトリルで抽出した試料を精製後、高速液体クロマトグラフィーで定量するものであった。

結果は別紙 3 に示されている。国内で栽培される農産物における最高値は、最終散布 3 日後に収穫したいちごの 0.86 mg/kg であった。

別紙 3 の作物残留試験の分析値を用いて、ノバルロンを暴露評価対象化合物として国内で栽培される農産物から摂取される推定摂取量を表 2 に示した。なお、本推定摂取量の算定は、申請された使用方法からノバルロンが最大の残留を示す使用条件で、今回申請されたミニトマト、ピーマン及びいちごを含む全ての適用作物に使用され、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。(参照 14、15、52、54、66)

表 2 食品中より摂取されるノバルロンの推定摂取量

	残留値 (mg/kg)	国民平均 (体重:53.3 kg)		小児 (1~6歳) (体重:15.8 kg)		妊婦 (体重:55.6 kg)		高齢者(65歳以上) (体重:54.2 kg)	
		ff (g/人日)	摂取量 (μg/人日)	ff (g/人日)	摂取量 (μg/人日)	ff (g/人日)	摂取量 (μg/人日)	ff (g/人日)	摂取量 (μg/人日)
キャベツ	0.17	22.8	3.88	9.8	1.67	22.9	3.89	23.1	3.93
トマト	0.50	24.3	12.2	16.3	8.15	25.1	12.6	25.0	12.5
ピーマン	0.18	4.4	0.79	2.0	0.36	1.9	0.34	3.7	0.67
なす	0.10	4.0	0.40	0.9	0.09	3.3	0.33	5.7	0.57
いちご	0.73	0.3	0.22	0.4	0.29	0.1	0.07	0.3	0.22
合計			17.4		10.6		17.2		17.9

注) ・残留値は、予想される使用時期・使用回数の内、最大の残留を示す試験区の平均残留値を用いた(参照 別紙3)。

- ・「ff」：平成10年~12年の国民栄養調査(参照 69~71)の結果に基づく農産物摂取量(g/人日)
- ・「摂取量」：残留値及び農産物摂取量から求めたノバルロンの推定摂取量(μg/人日)
- ・てんさいは、全データが定量限界未満であったため摂取量の計算はしていない。

## 7. 一般薬理試験

マウス、ラット、イヌ、ネコ及びヒト血液を用いた一般薬理試験が実施された。結果は表3に示されている。(参照 16~25)

表 3 一般薬理試験概要

試験の種類		動物種	動物数 匹/群	投与量 mg/kg 体重 (投与経路)	無作用量 mg/kg 体重	作用量 mg/kg 体重	結果の概要
中枢 神経 系	一般状態 (Irwin 法)	マウス	雄 4	0,500,1000, 2000 (経口)	2000	-	影響なし
	ヘキソバルビタール 睡眠	マウス	雄 5 雌 5	0,500,1000, 2000 (経口)	1000	2000	2000mg/kg 体 重投与群の雌で 睡眠時間の延長。
呼吸 循環 器 系	血圧、心拍数、 左心室収縮期 血圧、心電図、 大腿動脈血流 量・抵抗、呼 吸数、呼気量	イヌ	雌 4	0,2000 (十二指腸内)	2000	-	影響なし
自律 神経 系	血圧、心拍 数、瞬膜	ネコ	雄 4	0,2000 (十二指腸内)	2000	-	影響なし

消化器系	小腸炭末輸送能	マウス	雄 10	0,500,1000,2000 (経口)	2000	-	影響なし
	胃液分泌	ラット	雄 10	0,500,1000,2000 (十二指腸内)	2000	-	影響なし
協調歩行		マウス	雌 10	0,500,1000,2000 (経口)	2000	-	影響なし
腎機能	尿/電解質排泄	ラット	雄 8	0,500,1000,2000 (経口)	1000	2000	2000mg/kg 体重投与群において0~2時間の尿量減少。
血液系	溶血作用	ヒト	3	0,0.1,0.3,1.0 mg/mL ( <i>in vitro</i> )	0.3 mg/mL	1.0 mg/mL	1.0mg/mL において非常に弱い溶血作用。
	血液凝固	ラット	雄 12	0,500,1000,2000 (経口)	2000	-	影響なし

## 8. 急性毒性試験

SD ラットを用いた急性経口毒性試験、急性経皮毒性試験及び急性吸入毒性試験が実施された。

ノバルロンの急性経口 LD<sub>50</sub> はラットの雌雄で 5000 mg/kg 体重超、経皮 LD<sub>50</sub> はラットの雌雄で 2000 mg/kg 体重超、吸入 LC<sub>50</sub> はラットの雌雄で 5.15 mg/L 超であった。(表 4) (参照 26~28)

表 4 急性毒性試験結果概要 (原体)

投与経路	動物種	LD <sub>50</sub> (mg/kg 体重)		観察された症状
		雄	雌	
経口	SD ラット 雌雄各 5 匹	>5000	>5000	立毛、円背位
経皮	SD ラット 雌雄各 5 匹	>2000	>2000	症状なし
吸入	SD ラット 雌雄各 5 匹	LC <sub>50</sub> (mg/L)		努力性呼吸、粗毛及び鼻部の赤色汚れ
		>5.15	>5.15	

## 9. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験

NZW ウサギを用いた眼粘膜一次刺激性試験及び皮膚一次刺激性試験が実施された。眼及び皮膚に対する刺激性は認められなかった。

Hartley モルモットを用いた皮膚感作性試験 (Maximization 法) が実施された。皮膚感作性は認められなかった。(参照 29~31)